建築基準法第５２条第８項第１号の規定による区域の指定について

熊谷市告示（乙）第　86　号

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第５２条第８項第１号の規定に基づき次の区域を指定する。

平成２２年　４月　１日

熊谷市長　富　岡　　清

指定する区域

熊谷都市計画区域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域